

序 論

西会津町総合計画

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

西会津町は、平成16年9月に他の市町村とは合併しない「自立宣言」を行い、新しいまちづくりの仕組みとして町の憲法のような最上位の条例である「西会津町まちづくり基本条例」を平成20年4月に施行し、町民・議会・行政が一体となった「協働のまちづくり」を進めています。

総合計画は、町の将来像とそれを実現していくための取り組みを定めた、最も基本となる計画であり、協働のまちづくりを進める上で欠かせない計画です。

令和元年度を初年度とした現在の「西会津町総合計画」(第4次)は、基本構想、基本計画(前期・後期)及び実施計画により構成しています。この中の前期基本計画は令和4年度をもって終了することから、引続き町の将来像の実現を図るため、後期基本計画を策定し、まちづくりを進めていきます。

後期基本計画の策定にあたっては、まちづくり基本条例に基づき、「笑顔つながり 夢ふくらむまち ～ずーっと、西会津～」の将来像と4つのまちづくりの方向性、さらにSDGsの考えに基づき、急速に進む人口減少やこれに起因する様々な諸課題、長引く新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展など社会情勢の変化や多様化する住民ニーズを踏まえ、町民の皆さんとの協働により策定するものです。

第2節 計画の役割と位置づけ

総合計画は、西会津町におけるまちづくりの最も基本となる最上位計画に位置づけられます。本計画は、町が目指す7年後の将来像を掲げ、長期的なまちづくりの方向性を明らかにしたもので、この総合計画に基づいてまちづくりを行っていきます。

まちづくり基本条例では、総合計画をつくる時は多くの町民が参加し、意見を出し合いながらつくっていくことを求めています。総合計画は、協働によるまちづくりの指針として、町民みんなで作る計画です。

◆ 西会津町自立宣言

先人から受け継いだ郷土「西会津町」を、21世紀に生きる子孫に対し、住みよい魅力ある町として引き継ぐことが、今ここに生きる私たちの使命であり、そのために町民と行政が一体となって、協働による特色ある町づくりを確立するため、自立の道を歩むことを宣言する。

◆ まちづくり基本条例(抜粋)

(総合計画)

第19条 町は、まちづくりの最も基本となる計画として総合計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めるものとします。

2 総合計画は、まちづくりの指針となる基本構想と、その構想に基づき策定される基本計画により構成し、基本構想は議会の議決を経て定めるものとします。

3 町は、個別の計画を定めるときは、総合計画の考え方に沿って定めるものとします。

:

(町民参加による検討組織の設置)

第22条 執行機関は、まちづくりへの町民参加を進めるため、次に掲げる事項を検討するときは、その都度町民参加による検討組織を設置するものとします。

(1) 総合計画の策定及び見直し

:

(町民懇談会の開催)

第24条 執行機関は、総合計画やその他重要な政策等を定めるときは、広く町民の意見を聞くため、町民懇談会を開催できるものとします。

:

(意見公募)

第25条 執行機関は、総合計画やその他重要な政策等を定めるときは、決定する前に広く町民に意見を求める意見公募を実施することができるものとします。

第3節 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3段階で構成しています。それぞれの構成と期間は次のとおりです。

基本構想

町の将来像とその実現のための基本的な方向性としてまちづくりが目指すものを示したものです。

期間…7年間 令和元年度～令和7年度

基本計画

基本構想に基づき、町の将来像を実現していくために各分野で実施していく取組をより具体的に定めるとともに、数字による目標を設定します。

期間…前期：4年間 令和元年度～令和4年度

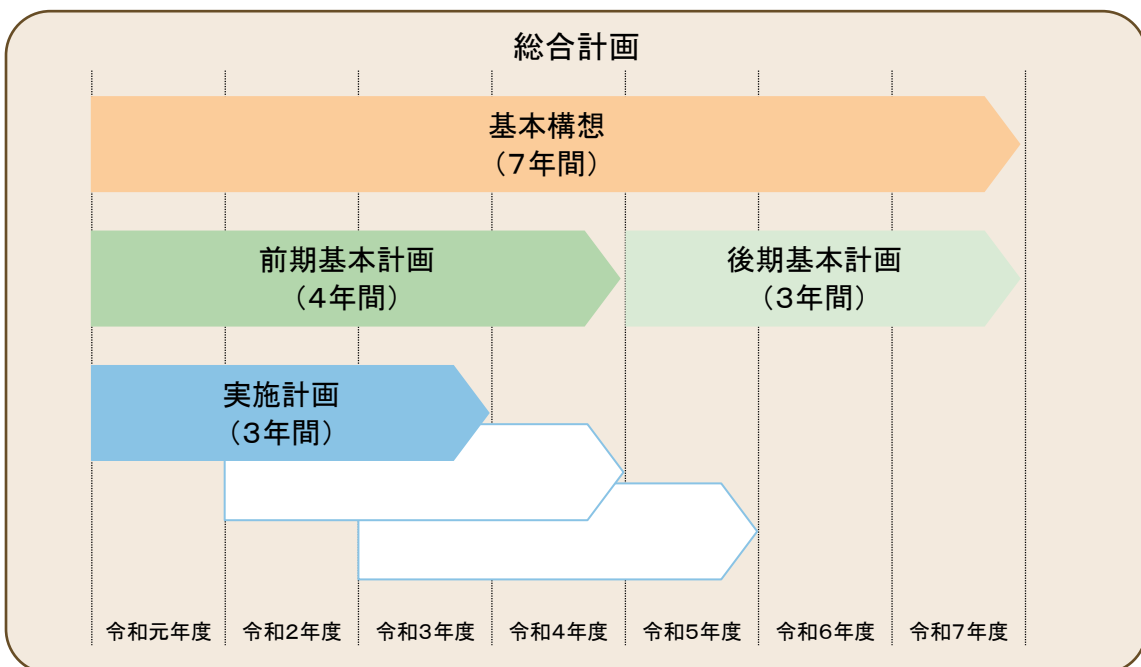
後期：3年間 令和5年度～令和7年度

実施計画

基本計画に掲げられたまちづくりの取組について、個々の事業を具体化するための計画で、実施年度、事業内容、事業費、財源を明らかにし、予算に反映していきます。

期間…3か年の短期計画として策定し、毎年度見直し

◆ 計画の期間



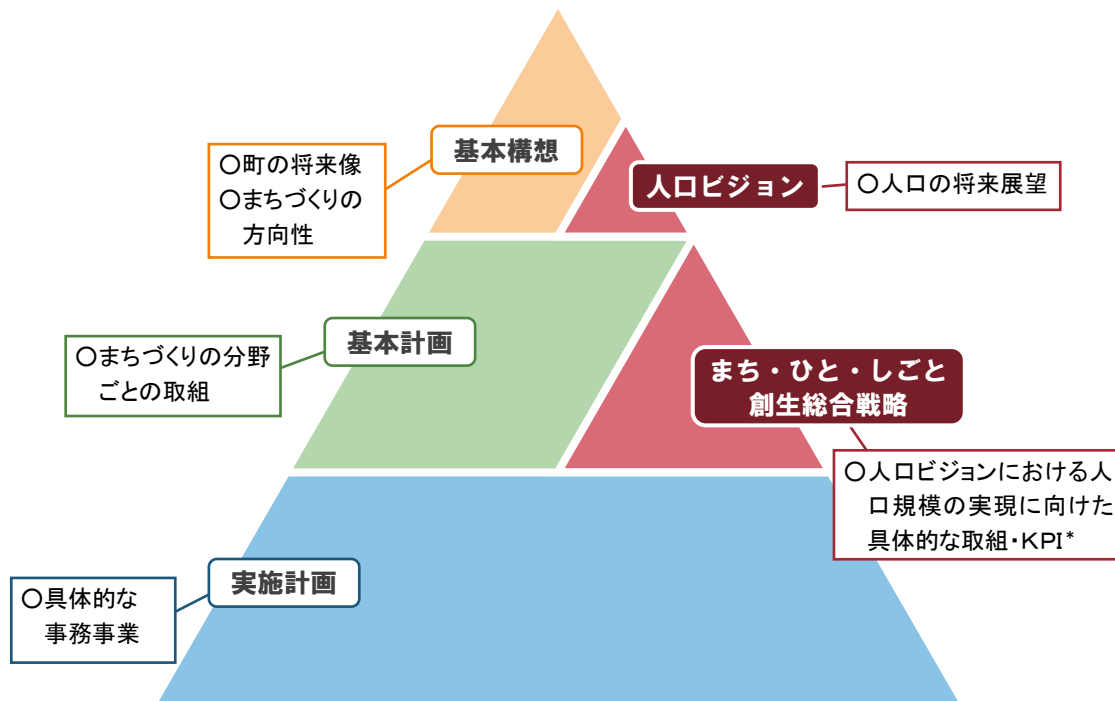
第4節 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略

本町では、地方創生に向けた取組として、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本町の人口の変遷や現状を分析し、人口減少の傾向を明確にした上で目指すべき将来の展望を提示する人口ビジョンや、令和元年度までの5か年間の地域の実情に応じた基本目標や具体的な取組をまとめた「西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年に初めて策定し、令和2年には「西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」を策定しています。

この総合戦略には、令和22年までの長期的な目標が掲げられていますが、この目標の達成に向けては、今の段階からあらゆる取組みを複合的に進めていくことが必要です。

本計画は、人口減少の克服や町の活力の維持・向上に向けて策定した「西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が示す取組みを含めた計画とします。

◆ 総合計画と人口ビジョン・総合戦略



* K P I : Key Performance Indicator の略称。重要業績評価指標（施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標）。原則、当該施策の成果に関する指標を設定する。

第2章 後期基本計画に取り入れる新たな視点

■SDGs (Sustainable Development Goals)

SDGsとは、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるため、平成27(2015)年の国連サミットで定められた『誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現』を目指す、2030年を達成年限としている国際目標のことです。17の目標と169のターゲットで構成されており、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの理念は、将来にわたって持続可能なまちであり続けることを目指し、多様な主体との連携・協力により取り組みを進める本町にもあてはまるものです。行政と様々なステークホルダー*の間で、SDGsという共通言語を持つことにより、目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現し、地域課題解決に向けた自律的好循環を生み出すことが可能となることから、西会津町総合計画後期基本計画では、各分野取り組みが、どのSDGsに寄与するかを明らかにして、持続可能なまちづくりを進めていきます。

*ステークホルダー：企業などの組織と直接・間接的に利害関係を有するものこと。(利害関係者)

